

保険者の情報提供義務 (四)

鄭

燦

玉

目次	
はじめに	
第一章 日本法の現状と課題	
第一節 旧法下における情報提供規制	
第二節 二〇一四年改正保険業法における情報提供規制	
第一款 W G 報告書	
一 問題意識	
二 報告書の提言と情報提供ルールの変化	
第二款 二〇一四年保険業法における情報提供義務	
一 概要	
二 改正法令の限界	
第三節 課題の提示（以上、一八七卷三号）	
第二章 ドイツ法における情報提供規制	
第一節 二〇〇七年保険契約法における情報提供義務	
第一款 内容	
一 当事者	
二 情報提供の方法と時期（以上、一八七卷六号）	
三 情報提供事項	
第二款 適用除外と情報受領の放棄	
一 適用除外の対象	

- 二 放棄の方式、内容および限界
- 第三款 その他

一 立証責任

二 保険契約期間中の情報提供

第二節 情報提供義務違反の効果

第一款 クーリング・オフ期間の起算点の繰下げ

- 一 情報提供義務違反とクーリング・オフ期間との関係
- 二 永久的クーリング・オフの権利の問題（以上、一八八巻三号）

第二款 損害賠償

- 一 賠償範囲に関する問題

二 因果関係の推定

三 クーリング・オフの権利との関係

第三章 日本法への示唆

第一節 契約法における保険者の情報提供義務

第二節 立法論および解釈論の提示

第一款 情報提供の方法

第二款 情報を提供すべき時期（以上、本号）

第三款 情報提供事項

第四款 情報提供義務違反の効果

- 一 特段の救済策の検討

二 保険契約者側が被った損害への救済に関する理論構成

おわりに

第二款 損害賠償

ドイツ法においては、保険者の情報提供義務が私法上の義務であることがVVG七条一項および保険情報提供令の規定によって根拠付けられていることから、情報提供の懈怠がBGB二八〇条一項の規定による損害賠償請求権の発生につながるものが当然の帰結とされている。そして、情報提供義務違反は、契約締結前義務（InfV一条ないし五条）

に違反するものである限りにおいて、契約締結上の過失の下位類型だと理解されている。ドイツでは、契約交渉の開始、契約の勧誘といった、将来法律行為的な関係に発展するかもしれない社会的接触があった場合には、債権債務関係に基づく義務（BGB二四二条二項）が契約締結前であっても生ずる旨の明文規定があり（BGB三二一条二項）、BGB三二一条二項による二四一条二項という義務違反の効果としての損害賠償請求権の発生については、同法二八〇条一項が規定している。

損害賠償請求権を生じさせる情報提供義務違反の具体的態様としては、たとえば、保険募集時に、実際には保険料の中に契約締結費用も含まれているにもかかわらず、保険契約者には相談などは無料であると説明する場合のように、提供された情報とその実際が異なる場合を挙げることができる。また、チルメル式の誤記やそれに関する矛盾した記載も義務違反の一態様として考慮されうる。商品情報冊子が中核的な項目を欠いているか、または商品情報冊子における情報量が膨大になり、保険情報提供令が意図した一覽性が低下し、かえって情報提供の目的に全く反することになったため、保険契約者が自己の希望に合致しない保険商品を選択してしまった場合には、その救済策として、損害賠償請求権が特に重要となる。商品情報冊子に記述されている情報に瑕疵がある場合には、他の契約関係書類を通じて情報提供が正しく行われたとしても、損害賠償請求権を生じさせる義務違反は依然として存在するとされている。⁽²⁶⁾

保険仲介者がVVG七条一項の規定に基づく義務に違反した場合には、BGB二七八条の履行補助者責任規定が適用され、その違反は保険者に帰責されうる。⁽²⁷⁾ 個人別の助言必要性が問題となるいわゆる助言義務の場合（VVG六条）とは異なり、VVG七条一項一文においては普遍的・一般的に提供されるべき標準的情報の提供が問題となることから、不適切な情報提供があったならば有責の義務違反として認められるのが通例であると解されている。⁽²⁸⁾

なお、損害賠償の範囲を定めるにあたっては、BGB二五四条の規定（双方過失・過失相殺）によって保険契約者側の有責性が考慮されうる。同条および同法二七八条の規定により、保険契約者側の仲立人の有責性も保険契約者のそれと

みなされる。⁽²⁹⁾

一 賠償範囲に関する問題

情報提供義務違反に基づく賠償責任が発生するためには、損害の発生があったことが認められることを要する。保険取引においては、賠償義務を惹起しうる損害は、情報提供が正しくかつ完全に行われたならば、保険契約者が、保険契約を①まったく締結しなかったであろう場合、または、②殊に保険料、保障範囲につきより有利な条件で締結したであろう場合に存在しうるとされている。⁽²⁸⁾ 情報提供義務は、顧客が契約締結を決定するうえでの基礎を確保すべきものであることからすると、その違反があった場合には、給付と反対給付との間に客観的相当性が存するとしても、換言すれば、保険給付と保険料が見合うとしても、保険給付が保険契約者にとって十分に役立たないときは、財産上の損害を肯定しうると解される。⁽²⁸⁾

1 信賴利益の原則と不履行損害

B G B 一一一条二項および二八〇条一項の規定との関係で、V V G 七条の規定に基づく保険契約者側の損害賠償請求権は、原則として消極的利益⁽²⁹⁾、すなわち「信賴利益」の範囲に制限されるとされている。⁽²⁸⁾ つまり、この場合における賠償責任は、たとえば誤ったモデル計算書 (V V G 一五四条) が示す給付額のような履行利益の損害 (不履行損害) を包含するものとは解されていない。このような解釈の根底には、保険契約者は、適式に情報提供を受けたならば置かれるであろう地位に置かれるべきであり、瑕疵ある形で提供された情報が正しかったならば置かれるであろう地位、すなわち保険給付を受け取れる地位には置かれるべきではないという理解が存在する。⁽²⁸⁾ 要するに、前記①の場合のように、保険契約者が保険契約をまったく締結しなかったであろうという扱いになるのであり、この場合、保険契約者は、原則とし

てBGB二四九条一項の規定に基づき原状回復の方法により契約解除を求め、既払保険料の返還を請求することができる。⁽²⁸⁾

しかし、BGB二四九条一項の規定は、「損害の賠償を義務付けられる者は、賠償を義務付ける状況が発生しなければ生じたであろう状態を回復しなければならない」と定めていることから、情報提供義務違反が生じたであろう状態には、当該契約が成立しなかった状態だけではなく、前記②の場合のように、その代わりに他の有利な契約が締結された状態も含まれるとみる余地がある。他の契約が締結された状態は、当該他の契約にしたがって保険給付がなされうる状態といえるから、実質的には履行利益の賠償を求めうるのと同じことになる。BGB二四九条一項の解釈としてこのような帰結を導く考え方を、契約調整論⁽²⁹⁾と呼ぶ。すなわち、適切な情報提供があつたならばより有利な契約が締結されたであろう場合には、BGB二四九条一項という状態の回復とはより有利な契約が締結された（のと同様の）状態にすることを意味するから、情報提供の相手方は、実際に締結された契約がより有利な仮定的契約に合致するよう、「契約の調整（Vertragsanpassung）」⁽²⁸⁾（契約内容の変更）を求めることができるというのである。

VVG七条違反があり、情報提供義務違反がなかつたならば保険契約者がより有利な条件で保険契約を締結したであろうと考えられる場合には、保険契約者は契約調整に向けた賠償請求権を行使するのが通常であり、この場合、保険者が負うべき賠償の範囲は、保険契約者がより有利な条件で保険契約を締結したならば保険者が履行すべきであつたであろう保険給付の額となる。⁽²⁹⁾それはすなわち、「履行利益」⁽²⁹⁾の賠償に相当することになると解される。⁽²⁹⁾また、保険者の情報提供が遅れなかつたならば保険契約者が適時に保険保護を受けたであろう場合にも、同様のことが妥当するとされている。⁽²⁹⁾

2 個別具体的な検討

以上のことを踏まえ、損害賠償の範囲について違反事例別に検討する。

まず、情報提供の遅滞により保険契約者が逃してしまった他の保険保護があれば、それは賠償の対象となる。⁽²⁹³⁾ 具体的には、保険保護の開始時と情報の遅れた提供（治癒）時との間において、当該保険商品について十分な情報提供があったならば他の保険商品または他の保険者の選択を通じてカバーされたであろう損害が生じた場合に、保険契約者は、十分なカバーにより発生した損害について賠償を求めることができる。⁽²⁹⁴⁾

次に、義務違反治癒後に生じた損害について、たとえば、遅れた情報提供がなされた時点では、高齢や既往症を理由に他の疾病保険や生命保険、就業不能保険⁽²⁹⁵⁾にもはや加入できなかったが、当該保険契約の締結時には加入できたであろうというような場合には、契約調整が行われる余地がある。⁽²⁹⁶⁾

さらに、剰余金予測およびモデル計算の場合（VVG一五四条）には、それらが有責的に誤った形で行われたとしても、その記載が保険者を拘束するわけではないことから、保険契約者は信頼利益の範囲でのみ賠償を求めることができる。⁽²⁹⁷⁾

ただし、保険者が、当該記載が保険者を拘束しないことについて言及しなかったか、⁽²⁹⁸⁾ または最新モデルによれば剰余金の減少が予想されるにもかかわらず、旧式モデルを用いて募集をしたようなときには、損害賠償の範囲としていわゆる履行利益の賠償も認められるとされる。⁽²⁹⁹⁾ また、剰余金予測等の記載が正しくなされていたならば他の保険商品を選択したであろうことが証明されたような場合には、他の商品から得られる給付額と実際に得られた給付総額との差額が損害として特に考慮され、結果として履行利益に相当する賠償が認められるといえる。⁽³⁰⁰⁾

そして、変額保険の場合には、ファンドおよび基礎となる資産について十分な情報提供がなかったときに、それにより発生した損害の賠償が考慮される。税金に関する情報提供が欠けていた場合には、税制上より有利な投資に比して増加した負担額が賠償されることもありうる。準拠法選択に関する情報提供欠缺の場合において、ドイツ法によればカ

バーされたであろう損害が外国法によればカバーされず保険契約者の負担となるときは、履行利益がカバーされるべきこともありうる」とされている。これらに対し、契約締結や終了可能性のような手続的情報が不十分であったにもかかわらず、当該保険契約が正しく解消できたときは、賠償されるべき損害はないと解される⁽³⁰⁾。

その他、たとえば、所在地の誤記により調査費用が発生し、それが立証可能である場合、その記載が損害賠償請求権を根拠付けることもありうる。⁽³¹⁾

二 因果関係の推定

以上のように、適切な情報提供があったならば、当該保険者または他の保険者との間でより有利な保険契約が締結されたであろうことを、保険契約者側が立証した場合には、不適切な情報提供のもとで締結された保険契約を仮定的契約へと調整することを、BGB二四九条一項に基づき原状回復請求権の行使として―前述の通り、法形式上は信頼利益の賠償であるが、実際には履行利益の賠償として―求めることができる。しかしながら、仮定的契約が締結されたであろうことを保険契約者側が立証することは極めて難しく、その立証に成功しなければ契約調整の根拠を示すこともできなくなる。そこで、とりわけ保険法の分野においては、被害者救済という観点から、適切な情報提供があったならば保険契約者が期待していた保険契約が成立したであろうことの推定を働かせることが考慮されている。⁽³²⁾

義務違反によって生じた因果関係のある損害のみが賠償されるべきであることから、瑕疵ある形で提供された情報が保険契約者の決定にとって重要なものであることは要するが、そのような情報については、助言義務（VVG六条）違反に関する判例によって考案された因果関係の推定を認めてよいとされている。⁽³³⁾ このような観点からすると、保険者の表記や所在地のような情報は、契約締結の決定にとって本質的ではなく、契約締結前の意思形成には影響を及ぼさないといえることから、そのような情報の提供義務違反については、因果関係の推定は及ばない。⁽³⁴⁾ また、追加発生費用は、

それが通常の費用を超過しない限り、平均的保険契約者の契約締結を妨げるとはいえず、苦情・法的手段に関する情報も、法的追及時にのみ重要となるため、これらの情報については、因果関係の推定は同様に排除される⁽³⁰⁾。

反対に、因果関係の推定が行われる場合として、保険給付の本質的メルクマール、総保険料、保険契約期間・終了等に関する情報が挙げられている⁽³⁰⁾。しかし、推定の及ぶ具体的な範囲をめぐっては、多少の見解の相違がある。ある見解によれば、因果関係の推定は、商品情報冊子に記述されるべき項目についてのみ認められるものと解すべきであり、それ以外の情報については、当該情報が正しく提供されていれば異なる決定をすることが相当であることまで保険契約者側が立証しなければならないとされる⁽³⁰⁾。反対に、たとえば、誤った収益予測のような場合にも、それが保険契約者の決定に影響しなかったことを立証する責任は保険者側にあると解するなど推定の及ぶ範囲をやや広く解する見解もある⁽³¹⁾。

もっとも、保険契約者が、適式に情報提供されたならば別の保険契約、すなわちより広範な保険保護を伴う保険契約を選択したであろうと主張する場合には、因果関係の推定は、そのような他の保険保護が市場で入手可能であったことの証明までは及ばず、その立証責任は保険契約者側にあるとされる。たとえば、現行の課税関連規定や疾病保険における保険料調整の可能性に関して瑕疵ある情報提供が行われた場合であっても、他のより課税上有利な保険商品や保険料引上げ幅の低い疾病保険商品を手でできたであろうことは、保険契約者側が立証しなければならないとされている⁽³²⁾。

三 クーリング・オフの権利との関係

情報提供義務違反は、保険者が契約締結上の過失に基づく損害賠償責任を負うという効果を生じさせる(BGB二八〇条一項、三二一条二項、二四一条二項)以外に、クーリング・オフ期間の起算点を繰り下げるといふ効果をもたらすことは前述したところである。この二つの私法上のサンクションは、保護の観点を異にするものといえる。すなわち、クーリング・オフ期間の起算点の繰り下げは、保険契約者がその繰り下げられた行使期間内に理由を提示することなく契

約関係を解消できるような熟慮期間を認めるために設けられた制度であり、損害賠償は、有責の契約上の義務違反があった場合に契約締結上の過失の法理により保険契約者に法的救済を与えるために認められる効果である。それゆえ、情報提供義務違反があった場合には、原則としてこれら二つのサンクションが介入することとなる⁽³³⁾。

もつとも、情報提供義務違反の効果として損害賠償責任を肯定することで、クーリング・オフの権利に関する特別規定の趣旨が潜脱されてはならない。具体的には、情報提供により開始したクーリング・オフ期間が徒過してしまった場合、保険契約者は、情報提供が遅れたことを理由に「損害賠償として」(als Schadensersatz) 契約解除(Vertragsaufhebung)を求めることができないとされる⁽³⁴⁾。クーリング・オフ条項の特則としての性格に鑑み、クーリング・オフの権利が損害賠償請求権としての契約解除権を排除していると解するのである。こうして、クーリング・オフの権利が存在しない場合には、契約解除に向けた損害賠償請求権が考慮されるが、保険契約者にクーリング・オフの権利が与えられる場合には、契約締結上の過失責任の効果としては「契約調整」のみが認められると解するのである⁽³⁵⁾。

(276) Vgl. MünchKomm-VVG/Armbuster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 123. 後述するように、最後に挙げた商品情報冊子中の情報の瑕疵は、因果関係の推定とどう効果をもたらしつつある。

(277) 保険仲立人は、情報受領権を有しているため、この規律が適用される余地はない。

(278) MünchKomm-VVG/Armbuster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 125. 義務違反の事実および因果関係が立証されると、BGB二八〇条一項二文の解釈上、保険者の責任は推定される (Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 83)。

(279) Werber VersR 2007, 1153, 1154.

(280) MünchKomm-VVG/Armbuster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 126. これらのほか、適切な情報提供があったとしても、何らかの特別の理由でやはり同一内容の契約が締結されたであろう場合の法的解釈については、小笠原奈菜「情報提供義務違反による損害賠償の範囲—ドイツにおける損害としての「高値取得」と減額規定の類推適用」山形大学紀要(社会科学) 四五巻一号二四頁(二〇一四)。

(281) Palandt/Grüneberg, Kommentar zum Bürgerliches Gesetzbuch, 76. Aufl. 2017, Einf. v. 238 EGBGB Rn. 8; MünchKomm-VVG/Armbuster, aaO, (Fn. 87), § 7 Rn. 126.

(282) 厳密には、「消極的利益」信賴利益といえるかという点、そうではなく、両者の関係については見解の対立がみられる。これに関するドイツ民法

学における議論について、小笠原奈菜「当事者が望まなかった契約の適正化と情報提供義務(3)―契約関係維持を中心として」山形大学法政論叢五
四・五五合併号六頁(二〇一二)参照。

(283) 情報提供義務違反に関する一般論について、小笠原・前掲注(282)五一六頁。

(284) MünchKomm-VVG/*Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 127.

(285) Beckmann/Mausche-Beckmann/*Schuitowski*, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 133.

(286) ただし、後述するように、クーリング・オフ条項(VVG八条、九条)の特則的性格に着目する見解によれば、契約解除権はこれらの条項によつて厳格に制限されると解される(MünchKomm-VVG/*Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 127)。

(287) 上田誠一郎「契約責任と契約解釈の交錯と限界―契約締結上の過失による契約調整論と明確条項解釈準則」同志社法学四九巻六号二四頁以下(一九九八)。

(288) 小笠原・前掲注(280)二四頁は、これを「契約適合」と訳している。

(289) 民法学者による情報提供義務違反に関する一般的な検討によっても同様の結論が導かれている(小笠原・前掲注(282)八頁)。情報提供義務違反がなかったならば情報提供の相手方の期待に合致する他の契約が締結・履行されたであろうとも考えられ、他の契約が締結されたであろうことを前提とすると、相手方の期待に合致する契約の履行への利益が賠償されうるとされている。

(290) 仮定的契約の成立により得られる利益が信頼利益なのか履行利益なのか(この問題につき、小笠原・前掲注(280)二四―二五頁参照)に関しては、賠償請求権の内容としての契約調整は信頼利益の範疇に属するが、一方で履行利益としての役割も果たしているとの整理がなされている(小笠原・前掲注(282)一〇―一一頁)。いずれにせよ、情報提供の相手方が仮定的契約の成立を立証することに成功したならば、それに相当する利益の賠償がなされうるといえるから、契約調整を通じて受けられるのが信頼利益の賠償が履行利益の賠償かについて深く議論することの実益は大きくないのかもしれない。この立証の成否いかんによつて賠償の範囲が異なる点で、保険取引においては特に、後述する因果関係の推定を認めるかどうかが決め手となりうる。

(291) MünchKomm-VVG/*Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 128.

(292) Beckmann/Mausche-Beckmann/*Schuitowski*, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 130.

(293) MünchKomm-VVG/*Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 129.

(294) Beckmann/Mausche-Beckmann/*Schuitowski*, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 130. なお、*Stoßmeier* VersR 2008, 717, 724は「保険契約者が、諸事情を知っていたならば他の保険者と契約を締結したであろうと主張する場合には、他の保険者からの仮定的給付額の損害賠償(積極的利益)を請求することができるとする」。

(295) 就業不能保険契約の締結の際に提供すべき諸情報については、生命保険に関するInfV二条が詳細を定めている。

- (296) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 130.
 - (297) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 131.
 - (298) VVG一五四条二項によれば、保険者は、モデル計算書からは契約上の請求権が導かれないことについて言及しておかなければならない。保険者がこの義務に違反した場合には、計算書通りの給付請求権が保険契約者に与えられる可能性もあるとされている (Regierungsbegründung zu § 154 II, BT-Drucke, 16/3945, S. 97)。
 - (299) Proß/Martin/*Reiff*, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 30. Aufl. 2018, § 154 VVG Rn. 15.
 - (300) Proß/Martin/*Schneider*, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 30. Aufl. 2018, Vor § 150 VVG Rn. 68 ff., への差額を信頼損害として請求する説明については、一応述べたところ、実質的には履行利益の賠償を認めるに等しいとすべき。
 - (301) 以下同様に、MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 133.
 - (302) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 137.
 - (303) 小笠原・前掲注(28)一二頁。情報提供義務違反の場合における因果関係の推定に関する一般論については、Palandt/*Grüneberg*, aaO(Fn. 281), Einf. v. 238 EGHGB Rn. 10; Hoffmann ZIP 2005, 829, 838 参照。また、保険者の情報提供義務違反の場合における因果関係の推定をめぐる議論については、MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 134ff., Fn. 269ff.
- 他の分野においても、かねてより連邦通常裁判所は、因果関係の証明がない場合にも、結果として、損害賠償法上の契約調整を、反対給付の削減の方法により認めてきたが、因果関係の証明が免除される根拠については明らかに述べていないと指摘されている (小笠原・前掲注(28)二五頁)。
- (304) *Stocheimer* VersR 2008, 717, 724.
 - (305) Vgl. MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 6 Rn. 311, 319.
 - (306) Schwintowski/*Brömmelmeyer/Ebers*, aaO(Fn. 108), § 7 VVG Rn. 70. の際には、「説明に即した行為の推定 (Vermutung aufklärungsrichtigen (gerechten) Verhaltens)」という契約締結上のあるいは契約締結前の説明義務違反と損害との間の因果関係を推定する判例法理が妥当する (Palandt/*Grüneberg*, aaO(Fn. 281), § 280 Rn. 39)。たとえば、投資勧誘において、投資家が具体的に説明を受けていれば、その具体的な説明に従って正しく行為したであらうという点が推定されるのである (島田志帆「ドイツ法における適時開示義務違反の責任—損害と因果関係に関して」立命館法学三六八号二六二頁、同頁注八〇(二〇一六)。助言義務違反の場合について、MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 6 Rn. 319. への推定により、保険者は、たとえば、保険料が高くなるため、保険契約者は担保範囲がより広くなる保険保護に関して合意しなかったであらうことを反証することが求められるという)。
 - (307) ただし、保険者の同一性は、契約締結の決定にとって重要な情報とされる (Schwintowski/*Brömmelmeyer/Ebers*, aaO(Fn. 108), § 7 VVG Rn.

70)。

- (308) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 134.
- (309) Schwintowski/*Brömmelmeyer/Ebers*, aaO(Fn. 108), § 7 VVG Rn. 70; MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 135; a. A. Schwintowski/*Brömmelmeyer/Schöu*, *Praxiskommentar zum Versicherungsvertragsrecht*, 3. Aufl. 2017, § 1 VVG-InfoV Rn. 44 (損害賠償請求権の要件について)。
- (310) *Schintowski* の見解にも参照。Beckmann/*Matusche-Beckmann/Schintowski*, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 133 以下。保険契約者が意思決定をするにあたり重要な情報であることとを前提として「契約解除 (Vertragsaufhebung)」を求めることが出来、その際には、商品情報冊子を通じた提供が義務付けられている諸情報の場合に妥当するが、それら以外の情報の場合には、当該情報が決定過程にとって重要なものであったことの立証責任は保険契約者側が負うとする。
- (311) たぐね 24。MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 135.
- (312) 以下同。MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 136.
- (313) Beckmann/*Matusche-Beckmann/Schintowski*, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 132.
- (314) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 119; a. A. Pröls/*Martin/Rudy*, aaO(Fn. 120), § 7 VVG Rn. 40.
- (315) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 122; *Funck* VersR 2008, 163, 164; zum Fernabsatz *Palandt/Grüneberg*, aaO(Fn. 281), Einf. v. 28 EGBGB Rn. 11.

第三章 日本法への示唆

序 説

現行のドイツ法においては、保険取引における保険者側の情報提供義務については、VVG七条および同規定の委任を受けて制定された保険情報提供令がその規律の中心的な役割を担っている。保険者の情報提供義務に関する日本法制を考えるにあたり、ドイツ保険法制からいかなる示唆が得られるかについて、最初に全体的な展望を示すこととしたい。第一に、保険者の情報提供義務に関する規律の形式から得られる示唆である。ドイツでは、保険者の情報提供義務に

関する規律は、従来、保険監督法上の情報提供義務に関する規定(旧VAG一〇a条)と同義務に違反した場合の効果に関する保険契約法上の規定(旧VVG五a条)とを結び付ける形で行われていたが、情報提供義務に関する原則的な規定が監督法に設けられていた九〇年代から、同義務は私法上の義務と解すべきであり、したがって、法体系に相応する位置付けを行うという観点からも、情報提供義務を契約法において規律すべきであるとする見解が学説上支配的であった。そして、二〇〇七年の保険契約法改正において一般的な情報提供義務に関する規定が保険契約法に新設され、他方、二〇一五年に保険監督法が全面改正されたことにより、現在では、VVG七条が保険者の情報提供義務を自己完結的に規律することとなった。⁽³¹⁶⁾ VVG七条によれば、保険契約者に提供することが求められる情報は、普通保険約款を含む契約条項であるが、同規定の委任を受けた保険情報提供令が提供すべき情報(狭義の契約条項には限られない)を詳細に定める。つまり、情報提供義務に関する一般的な規定(大枠)を法律に設け、その詳細は命令に委ねるという方法を探ることで、私法上の規律においても弾力的な運用を可能にしている。

第二に、保険者の情報提供義務に関する規律の内容、すなわち、VVG七条および保険情報提供令の規定の内容、そして、これら規定の解釈をめぐる議論から得られる示唆である。

(1) 情報提供の時期に関しては、VVG七条の規定は、保険者が保険契約者の契約締結の意思表示(通常は申込み)前に法定の諸情報を提供すること(申込モデル)を原則とすることにより、保険実務において従来通例とされていた証券モデルが廃止されるべきことを明らかにしている。同時に、この規定は、保険契約者の意思表示前の「適時に」という柔軟な法概念を用いることで、情報を提供すべき具体的な時期を解釈に委ねる立場を採っており、学説上は、保険商品の複雑さを考慮した解釈基準が提示されている。

(2) 情報提供事項に関しては、VVG七条二項およびInfV二条、四条三項・四項において、生命保険における契約前情報提供事項について相当に詳細かつ具体的な内容の規定が設けられている。ただし、この点については、ドイ

ツの生命保険市場では、従来より主として貯蓄性商品が販売されており、配当や解約返戻金が重視される傾向があるため、運用収益に影響する諸費用の開示の重要性が判例等により強調されてきたということに留意する必要がある。⁽⁴⁷⁾

(3)

保険者の情報提供義務違反の効果に関しては、VVG八条の規定は、同七条が規定する義務の違反とクーリング・オフ期間とを結び付けることにより、義務違反があればクーリング・オフ期間の起算点が「繰り下げ」られる旨を定めている。この規定によれば、契約関係書類の到達についての立証責任は保険者側にあるため、関係書類を送付しても到達の立証に失敗したならば、クーリング・オフ期間の起算点の繰下げという効果が発生する点が重要である。また、一四日間のクーリング・オフ期間は、契約関係書類の到達によって初めて開始し、法的にはその期間制限が定められていないため、関係書類不到達の主張が認容されれば、いわゆる永久的クーリング・オフの権利が保険契約者側に与えられることになりうるが、学説上は、信義則の見地から、失権の法理の援用等が検討されている。情報提供義務に関するもう一つの規整の特徴として、義務違反が保険者の損害賠償責任を発生させることが挙げられる。情報提供義務違反の効果としての保険者の損害賠償責任に関して、保険契約法に特段の規定は設けられていないが、一般に、情報提供義務違反は契約締結上の過失に基づく損害賠償請求権を招来させるという法理が定着しており（BGB二八〇条一項等）、とりわけ、保険分野においては、責任の範囲および因果関係の推定にかかわる解釈上の問題が主に論じられている。損害賠償の範囲は、原則として消極的利益（信頼利益）の範囲内とされているが、適切な情報提供があつたならばより有利な保険契約を締結したであろうことを保険契約者側が立証した場合に、不適切な情報提供のもとで締結された保険契約を仮定的契約へと調整することを請求できると解され（いわゆる契約調整）、保険契約者は当該仮定的契約に基づいて保険金を請求しうるため、「積極的利益」（履行利益）に相当する賠償金を得るのと実質的には変わらないことになる。具体的な賠償範囲については、違反事例別に検討する必

要があるが、保険契約者側の立証の困難さを勘案し、一定の条件のもとで「因果関係の推定」を認めることが学説上検討されている。

第一節 契約法における保険者の情報提供義務

本章序説で述べたように、ドイツでは、二〇〇七年の保険契約法改正により、保険者の情報提供義務は私法上の義務であることが明らかになった。⁽³⁸⁾

一方、日本では、情報提供義務の法的性質、同義務に関する諸規定の法体系上の位置付けという問題については、従来本格的な議論はあまりなされていなかったようである。そのような中、二〇〇八年保険法の立法過程において、保険者側の情報提供義務に関する規律を同法に設けるべきかどうか⁽³⁹⁾が一つの論点とされたことがあった。⁽³⁹⁾ただし、情報提供義務を保険法において規律することを前提としてその内容の具体化が議論されたわけではなく、保険者側の情報提供義務を保険法の枠組みの中で規律していくべきか、それとも引き続き保険業法における情報提供規制や私法理論に委ねるべきかが総論的に問題とされたにとどまる。⁽⁴⁰⁾結果的には、成立した保険法には関連規律は設けられず、情報提供義務に関しては、今後も保険業法における規制および私法理論を通じて保険契約者保護を図るという枠組みが維持されることとなった。

このように、二〇〇八年に成立した「保険法」には保険者側の情報提供義務に関する規定は設けられず、二〇一四年に導入された情報提供義務は監督法上の規律として位置付けられたため、保険者は保険（契約）法に基づく情報提供義務を負っているとはいえないであろう。⁽⁴¹⁾他方、保険業法には、情報提供義務に関する二九四条、重要事項の不告知等を禁ずる三〇〇条一項一号、体制整備義務に関する一〇〇条の二の各規定が設けられているため、これらの規定から保険者側の情報提供義務を導き出すことは当然可能である。問題は、①この保険業法上の情報提供義務から私法上の義務を

導き出し、②保険業法上の同義務違反から私法上の責任を導き出すことができるのである。まず、①に関しては、保険業法が情報提供義務を定めていることをもって私法上の義務を直接導出することは、理論上困難であると解されている⁽³²⁾。では、私法上の情報提供義務は何から導くことができるのか。事業者と取引の相手方との間における情報の質、量および交渉力の格差を鑑みるに、事業者には取引の相手方が正しい自己決定を下すことができるよう権利義務その他の契約内容について必要な情報を相手方に提供することが求められるといえる。特に、事業者の事業が高度に専門的・技術的であり、その提供する商品が複雑であるといった特別の理由が存在する場合には、取引の相手方は事業者による情報の提供に構造的かつ必然的に依存するしかなく、それに応じて事業者も情報の提供を義務付けられるとされる⁽³³⁾。保険事業については、このことがまさに当てはまると解される⁽³⁴⁾。そして、保険者側の一般的な情報提供義務の法的根拠は、民法一条二項にいう信義則に求められると理解されている⁽³⁵⁾。一方、②に関しては、保険募集にあたっては、保険契約者の自己責任を問う前提を確保するために、保険者側から保険契約者に対して契約締結の判断に必要な情報が提供されなければならない⁽³⁶⁾、このような義務の違反により保険契約者側に損害が発生した場合には不法行為責任が成立するということが、民法に於ける学説・判例上、一般に認められている⁽³⁷⁾。要するに、日本においては、保険法に特化した保険者側の情報提供に関する規律は存在しないが、だからといって情報提供義務そのものが否定されるのではなく、一定の場合に、保険者側が保険契約者への情報提供義務を負うことは一般に承認されており、特に、保険業法上の義務違反が不法行為責任の成立を基礎付ける一要素として考慮されていると整理することができる。

二〇〇八年の保険法制定に際して、保険者側の情報提供義務を契約法に導入しようとする試みは無に帰したが、今後、情報提供規制のあり方を再検討するにあたっては、ドイツの学説のように情報提供義務の法的性質を考慮し、または義務違反時の民事法的効果に関する規律の透明性を高めるため⁽³⁸⁾、「保険法」への規定の移転も視野に入れるべきとの見解が生まれる可能性はある⁽³⁹⁾。もともと、日本の保険募集法制の現状を鑑みるに、情報提供に関する規律を契約法の中で行

うことが現実的に妥当であるかどうかについては、別途検証を要するといえよう。かりに、情報提供義務を保険法において規律するとした場合、ドイツの立法例に倣うならば、規定の細部は政省令に委ねる方式を採ることになるが、その場合、保険募集実務について金融庁ほど専門的知識があるとはいえない法務省が細部のルールを策定することにならざるをえない。法体系上、契約法で規律する方が据わりがよいからという理由だけでは保険法への規定の移転を根拠付けることはできないであろう。⁽³⁹⁾ さらには、情報提供義務のみを保険法において規律することは、法制上相当の無理を伴うというより根本的な問題も存在する。具体的にいえば、現行の保険業法の中には、業規制ないしは業者規制と、それと密接に結び付く形で定められている私法的效果（たとえば、保険業法二八三条という損害賠償）がセットで置かれており、保険法において情報提供義務を規律しようとすれば、その前提として、意向把握義務（保険業二九四条の二）やクーリング・オフ（同法三〇九条）、損害賠償（同法二八三条）等のその他の私法的規定もあわせて保険法へと移転すべきかどうかという問題も検討しなければならなくなる。⁽⁴⁰⁾ 保険業法二八三条を例に挙げると、同条にいう保険者の損害賠償責任等は、保険募集人が一定の行為をした場合の保険者の賠償責任であり、そもそも保険募集人という概念自体が保険業法上の概念であるがゆえに、保険募集人概念を前提とした二八三条のような規定を移転するにあたっては、保険法との関係における保険募集にかかる保険業法の規定の総体的な見直しが求められる。しかし、これに関する研究の蓄積は未だ十分とはいえない。

以上のように、行政的制裁についても、保険募集人の不法行為についての保険者の賠償責任を通じた私法的制裁についても監督法の枠内で規律している日本において、その規律を契約法に移すことには大きなデメリットも予想される。本稿では、情報提供義務を保険業法およびその下位規範で規律するという現行規整が維持されることを前提に、情報提供義務法制のあるべき姿を提示することとしたい。第二節においては、このような立場を踏まえ、ドイツ法からの示唆を具体的に検討しつつ、日本法における立法論的および解釈論的方向の提示を試みる。

第二節 立法論および解釈論の提示

第一款 情報提供の方法

ドイツ保険契約法は、情報提供の方法について、契約関連情報がBGB一二六b条にいうテキスト方式により（VG七条一項一文）、明瞭かつ理解できるように（同項二文…透明性原則）伝達されなければならないと規定する。テキスト方式は書面方式（Schriftform）とは区別される概念であり、イーメール、ファックス、CDRom、USBスティックによる情報提供もテキスト方式に含まれる。一方、口頭や電話による情報の提供は、当該情報が可読性を有していないため、情報提供義務の履行方式としては認められない。⁽³¹⁾

ドイツ法における保険者の情報提供の方法において特記すべきは、ウェブサイトを利用する方式が学説上想定されている点である。その具体的な利用例としては、ウェブサイトが、保険契約者が契約締結の意思表示をする前に契約関係書類をダウンロードもしくは印刷することを技術的に強制している場合、またはパスワードにより保護される個人領域の設定（たとえば、マイページ）が一定の条件（情報の永久的ダウンロード・印刷が可能であること、この方法により情報提供することについて保険契約者と合意していることなど）を満たす場合が挙げられる。⁽³²⁾このような解釈が可能になるのは、保険契約法が民法というテキスト方式の遵守以外に特別の要件を課していないからであるが、ドイツの学説が、インターネットによる保険販売を容易にするべく、一定の条件のもとでのウェブサイトの利用をVG七条一項一文にいうテキスト方式に合わせようとしていることは妥当であるように思われる。

このようなドイツ法の状況を参考にして、日本法においても、情報提供の方式に関してドイツ法というテキスト方式のような概念を導入して情報提供方式を規制することが考えられてもよいであろう。もともと、保険業法施行規則二二

七条の二によれば、保険契約の内容その他保険契約に関する情報の中で、主として既存の契約概要・注意喚起情報にかかわる事項について書面による説明および当該書面の交付を行わなければならないが（同条三項一号）、同条三項一号等一定の事項については保険契約者等の承諾を得て電磁的方法による情報の提供をもって書面の交付に代えることができると定めている（同条四項）ことから、現行法のもとでも、テキスト方式を通じた情報提供規制が導入されたのと同様の効果は既に収められているといえる。

第二款 情報を提供すべき時期

情報提供の時期に関しては、保険契約の締結前と保険契約期間中につき、それぞれ問題となるが、ドイツでの法的な議論の焦点は主として前者に合わされている。ドイツ保険契約法七条一項一文によれば、法定の情報の提供は、保険契約者の契約締結の意思表示前に、適時に行われなければならない。二〇〇七年改正法が明文の規定をもって保険契約者の意思表示「前」に情報提供を義務付けたことから、かつての実務において通例利用されていた証券モデルを原則廃止することが立法者の意思であったことは明らかである。もともと、証券モデルから申込モデルへの急転換は、情報提供の時期について証券モデルをそれまで固守してきた保険実務に大きな混乱を与えることになったため、ドイツ保険実務では、旧法と新法とでその法的効果が本質的に異なるわけではないということを理由に、費用上有利な証券モデルを継続して利用することが可能ではないかとの検討がなされたことがあった。⁽³³⁾ 学説上も、—立法者の意思に反するにもかかわらず—実務に混乱を来すことを避けるために、誘引モデル、条件付申込モデル、そして提案モデルといった様々な契約締結モデルが提唱されるに至っている。

このように、情報提供の時期に関する「保険契約者の意思表示前」という要件の解釈をめぐることは議論の錯綜がみられるが、情報提供義務の趣旨ないし目的に照らせば、情報提供の時期に関して申込モデルを導入したVVG七条の立法

態度は正当であるように思われる。すなわち、保険者の情報提供義務は、保険契約者が保険契約を締結するか否かを判断するために必要な情報の提供を受けられるようにすることにその本旨があり、保険商品に関する保険者・保険契約者間のいわゆる情報の非対称・不均衡状態の解消、ないしは保険契約の締結に関する保険契約者の自己責任を問う前提の確保をその目的とすることからすると、ドイツ保険契約法が、情報提供時期を保険契約者の意思表示（申込み）前と定めたのは、情報提供義務の趣旨ないし目的を考慮した結果であるといえる。

それにもかかわらず、ドイツで申込モデル以外の諸モデルが提示されている背後には、申込モデルへの急転換に対しては拒否感をもちながらも、EU法に抵触する法状態は避けたいという、ドイツ独特の事情が存在しており、諸モデルの理論構成を参考とすることは別として、日本法の立法ないし解釈にドイツの諸モデルを援用することの必要性や実益は少ないと思われる。

情報提供義務の本旨が、保険契約者が保険契約を締結するか否かを判断するために必要な情報の提供を受けることにあることに鑑みれば、VVG七条一項一文にならつて、日本法においても、法定の情報の提供は原則として契約前、具体的には保険契約者の申込前に行わなければならないものと解すべきである。⁽³⁵⁾ 実際、日本の保険実務では、保険業法等に基づき、「契約概要」・「注意喚起情報」によって商品提案段階で重要事項の説明を行っているほか、「契約のしおり」・約款も申込前に交付していること⁽³⁶⁾から、実務上既に各種の募集文書の契約前交付ルールが定着していると把握される。⁽³⁷⁾ 日本の保険法制と実務の現状を踏まえると、情報を提供すべき時期を法令上明記しなくても、契約前情報提供義務の履行時期を保険契約者の申込前と解することに、さほど無理は生じないだろうと思われる。

日本法の解釈にあたり、保険契約者の申込前に情報提供を行うことを原則とした場合、情報提供が単に保険契約の申込前に行われることで足りるといえるかどうか、さらなる問題として現れる。かりにそれで足りるとすれば、情報が保険契約の申込直前に知らされてもよいということになる。しかし、それでは、保険契約者が提供された情報を十分に

利用できていないまま申込みの段階に入ってしまうことになり、右に述べた情報提供の趣旨ないし目的が阻害されるおそれがある。そこで、ドイツ法は、「適時性」という要件を別途設けることにより、保険契約に関連する内容の全体を知りうる程度の期間が契約締結の意思表示前に保険契約者に与えられることを確保している。日本法においても、適時性のような要件の法定の必要性はないか。

適時性については、予測可能性を重視する立場から、「適時に」のような抽象的な表現が法文に用いられることを批判する見解もある⁽³⁸⁾。このような抽象的表現は法的紛争を惹起しかねず、情報を提供すべき具体的時点を確定的に定め、特定の時点において情報が提供されなかったならば情報提供義務違反に基づいて保険者の責任を問えるようにする方が望ましいと指摘する⁽³⁹⁾。しかし、法文には、たとえば「相当の期間内」といった抽象的な規定が必要に応じて置かれていることからすると、情報提供の時期に関して、適時性概念を用いてその具体的な履行時点を確定的に提示せず、具体的な事実関係において、たとえば保険商品の種類によって履行時点を弾力的に解釈できるようにするドイツ保険契約法の規制手法には、十分な合理性も認められる。

このように、適時性概念を用いることで、解釈により契約前情報提供に関する規定を巧みに運用しているドイツの法状況は、極めて示唆的であるように思われる⁽⁴⁰⁾。ドイツ保険契約法のように、保険契約者の意思表示前という要件に加えて、適時性要件を定めることで、保険契約者は、申込前に当該保険契約に関連する内容の全体を熟知しうる程度の期間を確保できるようになり、契約前情報提供の本来の趣旨が達成できる。日本法においても、保険契約者の申込前に、ある程度の熟慮期間を確保した形で情報提供を行わなければならないものと解すべきであろう。VVG七条に相当する日本保険業法二九四条では、情報を提供すべき時期について明記していない。ただし、契約概要・注意喚起情報の交付に関する監督指針Ⅱ-4-2-2⁽²⁾⁽⁴¹⁾において既に「顧客に対する十分な時間の確保」という概念が用いられており、このような規定の導入を検討した「中間論点整理―保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方」においても、契

約概要は、契約締結を検討している段階において、すなわち、契約申込の前段階でその内容を理解するための「十分な時間の余裕をもって」、交付するものとされている。⁽³⁰⁾ さらには、すべての募集文書を同時に交付することが求められるわけではなく、たとえば、契約概要と注意喚起情報とで情報を提供すべき具体的時点に差異を設ける取扱いが許容されていることから、現行の規制体系のもとでは、基本的に情報の種類、重要度に応じて具体的な提供時点を想定することで熟慮期間の確保を図っているように思われる。これらのことからすると、適時性概念を通じて情報提供の時期を柔軟に解釈するドイツの立法例は、日本においても監督指針の規定等を通じて既に実質的にはある程度反映されているといえよう。もつとも、ドイツでは、情報の種類等ではなく、保険商品の複雑さ等が重要な判断基準として考慮されており、日本においても、保険商品の種類、複雑さ等に応じて保険類型別の具体的な熟慮期間を想定することが検討されてよいであろう。⁽³²⁾

(316) 一方、現在の保険監督法のもとでは、情報提供義務は、同義務の違反が同法でいう「弊害 (Missstand)」に該当する場合の行政制裁を伴う当局による保険企業に対する監督の根拠ないし基準に純化されている。

(317) 奥野・前掲注(76)六八頁。

(318) 保険者の情報提供義務に関するVVG七条の立法に至った動機については、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 2ff. また、ドイツの多数説を整理したものとして、坂口・前掲注(81)一二六―一二七頁も参照。

(319) 保険法の制定時に、同法に情報提供義務に関する規定が設けられなかったことの背景等について検討した論文として、小林・前掲注(3)六六頁以下。

(320) 前掲注(61)議事録五五―六二頁、同第一九回議事録四五―五七頁、同資料(20)「保険法の見直しに関する個別論点の検討(4)」七―一〇頁など参照。
(321) 坂口・前掲注(81)一五四頁。

(322) 坂口・前掲注(81)一五四―一五五頁(保険業法上の義務から私法上の義務を導出するためには、保険業法上の義務には私法上の義務も含まれているという、情報提供義務の二重の性質を認めることが必要であるが、これについての議論が十分でないことを指摘する)。

(323) 山本敬三「消費者契約法と情報提供法理の展開」旬刊 金融法務事情一五九六号一〇頁(二〇〇〇)参照。

(324) 具体的には、まず、保険商品の最大かつ本質的な特殊性はその抽象性にあるが、このような抽象的な商品の内容は保険約款によって形成される

こと、次に、保険約款は高度な抽象的・法的・技術的用語の使用のために保険契約者にとって読解および理解が困難であること、さらに、保険事業に対する規制緩和とともに保険市場を見通すことが困難となっていること、そして、専門家としての保険者に情報提供義務を負わせることは十分に可能であり、その履行も期待しうることから、保険者の情報提供義務を根拠付けることができる（坂口・前掲注(81)一五六頁）。

(325) 山下（友）・前掲注(59)二七五頁、前掲注(320)議事録四六頁、資料(20)九頁。

(326) 小林二・前掲注(49)一一四—一一五頁。ただし、判例においては、保険業法を含めた各種の経済法令は公法的規制であることから、その違反を不法行為責任の成否にあたつて判断要素とはするものの、責任の成立に直結させないとするものが一般的であると理解されている（同一一五頁）。

(327) 現在の理論構成には後者が欠如していることを指摘するものとして、小林二・前掲注(49)一一五頁。

(328) 坂口・前掲注(81)一五六頁は、保険者の情報提供義務は本来的には私法的性質を有するものと解すべきであり、解釈論および立法論としてもそのようなものとして扱うのが妥当であるとする。

(329) このような問題を意識し、保険業法二八三条（所屬保険会社等の賠償責任）、三〇九条（クーリング・オフ）等私法的規定を保険法において規律するとした場合には、金融庁と法務省の共同でその内容を策定する必要があるとの指摘もあった（前掲注(61)議事録六一頁）。

ちなみに、二〇〇七年改正当時のVVG七条二項は、「連邦司法省は、連邦財務省と協力し、かつ、連邦食糧・農林・消費者保護省の了解を得て（と協議のうえ）」と定め、「情報提供命令の制定・改正を所管する連邦司法省が連邦消費者保護省と協調関係にあることを明らかにしていた（現在は「連邦司法・消費者保護省」に改組されている）」。

(330) 前掲注(320)議事録五四頁、前掲注(61)議事録五八—五九頁（保険法・保険業法における二重規定を避けるべきである旨）、小林二・前掲注(49)一二二頁参照。

(331) 保険者が保険契約者と電話で接触する場合は、保険者は、当該通話において、InfV五条の規定する事項を知らせれば足りる。しかし、これはテキスト方式による情報提供ではないため、対面販売で顧客が情報提供を放棄した場合と同様に、テキスト方式による情報提供の追完をしなければならぬ。

(332) 少額短期保険業の例ではあるが、日本のある保険者の「ご契約者様マイページ案内書」では、「保険契約証交付省略特約の付帯にご同意いただいている場合、紙の保険契約証と約款の発行を省略」し、案内書に記載してあるログインIDと初期パスワードを用いて、契約内容等を「ご契約者様マイページから」確認させている。

(333) それらの紹介および批判について、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 85.

(334) 立法者は、証券モデルが廃止されるべきことを明示しており、また、保険契約の申込みは通常保険契約者が行うと想定していた（Regierungsbegründung zu § 7 I, BT-Drucks. 16/3945, S. 60）。保険契約者からの申込みを前提とした規定が保険契約法全般にわたって設けられていることについては、第二章で述べたとおりである。

(335) 日本で申込前の情報提供の必要性を指摘したものと、前掲注(9)中間論点整理一〇―一頁。すなわち、契約概要について、保険商品の販売・勧誘過程のできるだけ早い段階で提供することが望ましいことから、契約締結前（注意喚起情報の提供時期との関係からみて、「申込前」を指すものと解される）に交付することが求められるとする。

(336) 前掲注(32)議事録五二頁、前掲注(9)中間論点整理一二頁注一五、小林二・前掲注(49)一〇五頁。

(337) 日本の保険実務について、奥野・前掲注(76)六六―六七頁は、契約前情報提供は従来からかなり充実していたと評価している。この点に関して、前掲注(32)議事録五二頁では、逆に考えれば、契約前情報提供義務の充実した履行が定着しているのであれば、それに関する立法を行っても、実務上も無理は生じないだろうとの意見もみられる。

(338) 「適時」が指す内容の不明さに対する批判について、李ほか・前掲注(81)一五五頁。

(339) 朴世敏「ドイツ保険契約法における保険者の情報提供義務等の内容分析とその導入可能性に関する批判的検討」高麗法学（韓国）八四号一七三―一七四頁（二〇一七）。この見解は、韓国商法における約款説明義務に関する規定において、約款を説明すべき時期が保険契約の「成立（締結）時」とされていることを、規定の趣旨に照らして批判的に検討したうえ、その具体的履行時点を保険契約の「申込時」と定めるべきであると結論付けている。

(340) これは、今後の立法のあり方を考えるうえで特に参考となろうが、とりわけ、情報提供義務を契約法において規律する場合においてより適的な規制手法であると思われる。

(341) 前掲注(9)中間論点整理一〇―一頁。

(342) これに関しては、前掲注(9)中間論点整理一頁では、十分な時間の余裕をもって交付したとみなせるか否かの判断要素の一つとして「保険商品の仕組み（複雑なものか否か）」が挙げられており、監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩オでは、顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、「保険商品の特性」等を踏まえるものとされている。